

南スーダン国際平和協力業務実施要領（司令部業務分野）（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（1）地域

南スーダン共和国及びウガンダ内において、国際連合事務総長又は国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMISS」という。）国際連合事務総長特別代表その他の国際連合事務総長の権限を行使する者（以下「事務総長等」という。）が指図する地域

（2）期間

平成23年11月28日から平成30年2月28日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

（1）次に掲げる業務の実施に必要な調整に係る国際平和協力業務であって、UNMISS軍事部門司令部において行われるもの。

- ア 輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）
- イ 宿泊又は作業のための施設の維持管理
- ウ 物資の調達
- エ 飲食物の調製

（2）UNMISSの活動に係るデータベースの管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理に係る国際平和協力業務であって、UNMISS統合ミッション分析センターにおいて行われるもの。

（3）次に掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係る国際平和協力業務であって、UNMISSミッション支援部において行われるもの。

- ア 被災民を収容するための施設又は設備の設置
- イ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であって被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
- ウ 輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）
- エ 自然災害によって被害を受けた施設又は設備であってその被災

者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
オ 宿泊又は作業のための施設の維持管理

3 国際平和協力業務の実施の方法

- (1) 実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い業務を行う。
- (2) 隊員は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等と緊密に連絡を取る。
- (3) 派遣後、おおむね1年を経過した後、隊員の交替を行う。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

- (1) 国際連合の要請する階級を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (3) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (4) 南スーダン共和国に関して政治的な利害関係を有していない者であること。
- (5) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第2号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。

(2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 武力紛争が発生したと判断すべき事態が生じた場合

イ 国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意が存在しなくなったと認められる場合

(3) 業務の中断の報告

(4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

(1) 隊員は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、安全の確保のため必要であると判断され、本部長の指示を受ける暇及び事務総長等と連絡を取る暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

(2) 隊員は、必要に応じて、他のUNMIS要員、連絡調整要員及び在南スーダン日本国大使館と連絡を取る等積極的に安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

8 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

隊員は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告するとともに、事務総長等に連絡する。

(3) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

(4) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(5) 連絡調整要員及び自衛隊の部隊等との連携

隊員は、連絡調整要員及び自衛隊の部隊等と緊密に連携を図りつつ、業務を実施する。

南スーダン国際平和協力業務実施要領（連絡調整分野）（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（1）地域

2に掲げる業務を実施するために必要な南スーダン共和国及びウガンダ内の地域

（2）期間

平成23年11月18日から平成30年2月28日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

派遣先国の政府その他の関係機関と司令部要員との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

3 国際平和協力業務の実施の方法

隊員は、実施計画及び実施要領の範囲内において、当該業務を行う。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- （1）国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- （2）国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- （3）南スーダン共和国に関して政治的な利害関係を有していない者であること。
- （4）その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- （1）派遣先国の住民との関係に関する事項
- （2）派遣先国の関係当局との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第2号及び第9号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の全部又は一部の中断に関する事項）

(1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務の全部又は一部を中断するよう指示された場合、当該業務の全部又は一部を中断する。

(2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 武力紛争が発生したと判断すべき事態が生じた場合

イ 国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意が存在しなくなったと認められる場合

ウ イに掲げる同意が国際平和協力法第3条第5号ラに掲げる業務を行うべき期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

(3) 業務の全部又は一部の中断の報告

(4) 業務の全部又は一部を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

(1) 隊員は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、安全の確保のため必要であると判断され、本部長の指示を受ける暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

(2) 隊員は、必要に応じて、司令部要員、自衛隊の部隊等及び在南スーダン日本国大使館と連絡を取る等積極的に安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

8 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

隊員は、必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、

その指示を受けるものとする。

(2) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告するとともに、事務総長等に連絡する。

(3) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

(4) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(5) 司令部要員及び自衛隊の部隊等との連携

隊員は、司令部要員及び自衛隊の部隊等と緊密に連携を図りつつ、業務を実施する。

南スーダン国際平和協力業務実施要領（施設部隊等）（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

南スーダン共和国内において、国際連合事務総長又は国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMIS S」という。）国際連合事務総長特別代表その他の国際連合事務総長の権限を行使する者（以下「事務総長等」という。）が指図する地域。ただし、2(5)及び(6)に掲げる業務を行う場合は、当該業務を実施するために必要なウガンダ及びケニアを、2(12)及び(13)に掲げる業務を行う場合は、当該業務を実施するために必要なインド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、ラオス、英国（ディエゴ・ガルシア島）、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、ウガンダ、エチオピア、ケニア、ジブチ及びセーシェルの地域を含む。

(2) 期間

平成24年1月11日から平成29年5月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

- (1) UNMIS Sの活動に必要な医療（防疫上の措置を含む。）
- (2) 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
- (3) 被災民を收容するための施設又は設備の設置
- (4) 被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
- (5) UNMIS Sの活動に必要な人道支援物資等の輸送
- (6) UNMIS Sの活動に必要な物資の保管
- (7) UNMIS Sの活動に必要な施設又は設備の設置
- (8) UNMIS S関連施設等におけるがれき等廃棄物除去
- (9) UNMIS Sの活動に必要な道路等の補修等
- (10) UNMIS Sの活動に必要な機械器具の据付け又は修理
- (11) 設置等政令第2条第1号から第3号までに掲げる業務
- (12) (1)から(11)までに掲げる業務を実施する自衛隊の部隊に係

る輸送及び補給

(13) UNMIS の要請等に応じて陸上派遣施設部隊及び航空自衛隊の部隊が実施する人員・物資等の輸送

(14) 緊急の要請に対応して行う活動関係者の生命及び身体の保護

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 2(1)から(14)までに掲げる業務に関する事項

ア 陸上派遣施設部隊は、実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い業務を実施

イ 派遣要領

平成24年1月中に現地において国際平和協力業務を実施できるよう、速やかに陸上派遣施設部隊を派遣

ウ 交替要領

派遣後、原則として、概ね6か月を経過した後、陸上派遣施設部隊の交替を行う。

(2) 2(1)及び(2)に掲げる業務に関する事項

陸上派遣施設部隊は、その能力の余裕を活用して実施できる場合に限り、UNMIS の要請等に応じて医療（防疫上の措置を含む。）及び被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布を実施

(3) 2(12)に掲げる業務に関する事項

航空自衛隊の部隊は、輸送機（C-130H）4機、空中給油・輸送機（KC-767）3機及び政府専用機（B-747）1機により、また、海上自衛隊の部隊は、輸送艦1隻により、本邦からの輸送及び補給を実施

(4) 2(13)に掲げる業務に関する事項

陸上派遣施設部隊及び航空自衛隊の部隊は、その能力の余裕を活用して実施できる場合に限り、UNMIS の要請等に応じて人員・物資等の輸送を実施

(5) 2(14)に掲げる業務に関する事項

陸上派遣施設部隊は、緊急の要請があった場合であって、派遣先国

の治安当局やUNMIS Sに参加している他国の歩兵部隊が速やかに対応できないといった場合、安全を確保しつつその能力で対応できる範囲内において、応急的に活動関係者の生命及び身体を保護。また、保護する対象となる活動関係者の生命及び身体の安全が確保された後、可能な限り速やかに当該業務を終了

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第2号及び第9号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の全部又は一部の中断に関する事項）

- (1) 部隊長は、防衛大臣が国際平和協力本部長と協議の上、国際平和協力業務の全部又は一部を中断するよう指示した場合、当該業務の全部又は一部を中断するものとする。
- (2) 部隊長は、以下に掲げる場合には、その状況等を防衛大臣を通じて本部長に報告し、指示を受ける。
 - ア 武力紛争が発生したと判断すべき事態が生じた場合
 - イ 国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意が存在しなくなったと認められる場合
 - ウ イに掲げる同意が2（14）に掲げる業務を行うべき期間を通じ

て安定的に維持されると認められなくなった場合

(3)業務の全部又は一部の中断の報告

(4)業務の全部又は一部を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

(1) 部隊長等は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、安全の確保のため必要であると判断され、かつ防衛大臣の指示を受ける暇及び事務総長等と連絡を取る暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

(2) 部隊長等は、必要に応じて、他のUNMIS S要員、連絡調整要員又は在南スーダン日本国大使館と連絡を取る等積極的に安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 部隊長等は、傷病者の発生に備えた応急の対応の確保や医療体制の充実など、必要な衛生面での措置を講ずるものとする。

8 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1)実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

部隊長は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに防衛大臣を通じて本部長に報告し、防衛大臣が発出する指示を受けるものとする。

(2)武器の携行・保管及び使用

ア 武器の携行・保管

武器を保安上適当と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、事務総長等の指図の範囲内において、隊員に武器を携行させることができる。

イ 武器の使用

国際平和協力法第25条及び第26条(第1項を除く)、自衛隊法第95条及び第96条に定めるところによる。

(3) 調査、効果の測定等についての報告

部隊長たる国際平和協力隊の隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について速やかにその内容を取りまとめの上、本部長に報告し、本部長は、防衛大臣に対して通報する。

(4) 隊員の交替

疾病、事故その他一身上の真にやむを得ざる理由による交替

(5) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(6) 司令部要員及び連絡調整要員との連携

隊員は、司令部要員及び連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施